

改正タクシー特措法 (公定幅運賃制度関係資料)

公定幅運賃制度の目的と効果

議員立法における導入の目的

(考え方)

供給過剰対策として必要な

減 車

地域全体での
運賃値下げ競争

事業者収入減
運転者賃金減
のリスク

事業者収入減
運転者賃金減
のリスク

両方のリスクで減車が進まず、
供給過剰解消が遅れる懸念

期間限定の特定地域・準特定地域として減車に取り組む間は、「公定幅運賃制度」により運賃値下げ競争を一旦中断し、供給過剰解消を迅速に進めるべき。

見込まれる効果

供給過剰解消の加速

運転者賃金の下支え

サービス競争の活発化

(制度運用の工夫)

高齢者等の交通弱者が利用しやすい
「初乗短縮運賃」普及の促進

特定地域・準特定地域における運賃制度の比較

改正前

認可制

- ◆ 事業者の申請に基づき、個々の事業者ごとに認可する仕組み。

〔自動認可運賃〕

- ・ 事業者数が多数であること、
- ・ 事業者負担の軽減、
- ・ タクシー事業の特性（事業者のコストに大きな差は生まれにくいこと）

等を踏まえ、一定の運賃幅（自動認可運賃幅）の中への申請は自動的に認可。

〔下限割れ運賃の扱い〕

幅の下限を下回る運賃は、厳格な審査の上個別に認可又は却下。

改正後

公定幅運賃制度

※特定地域・準特定地域以外は引き続き認可制

- ◆ 国土交通大臣が指定した運賃の範囲(公定幅運賃)の中で、事業者が運賃を選択し、届け出る仕組み。

〔公定幅運賃の指定〕

地域ごとに、以下の基準に従って運賃の範囲を指定。

- ・ 能率的かつ標準的な事業者の適正な原価に適正な利潤を加えたものとする。
- ・ 不当な差別的扱いをするものでないこと。
- ・ 事業者間の不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないこと。

〔運賃の届出〕

事業者は、指定された公定幅運賃の中で、運賃を選択し、届け出なければならない。（改正タクシー特措法第16条の4）

〔下限割れ運賃の扱い〕

公定幅外の運賃については、複数回の指導や勧告を経た上で、運賃変更命令の対象となる。

公定幅運賃と初乗距離の短縮（東京特別武三交通圏）

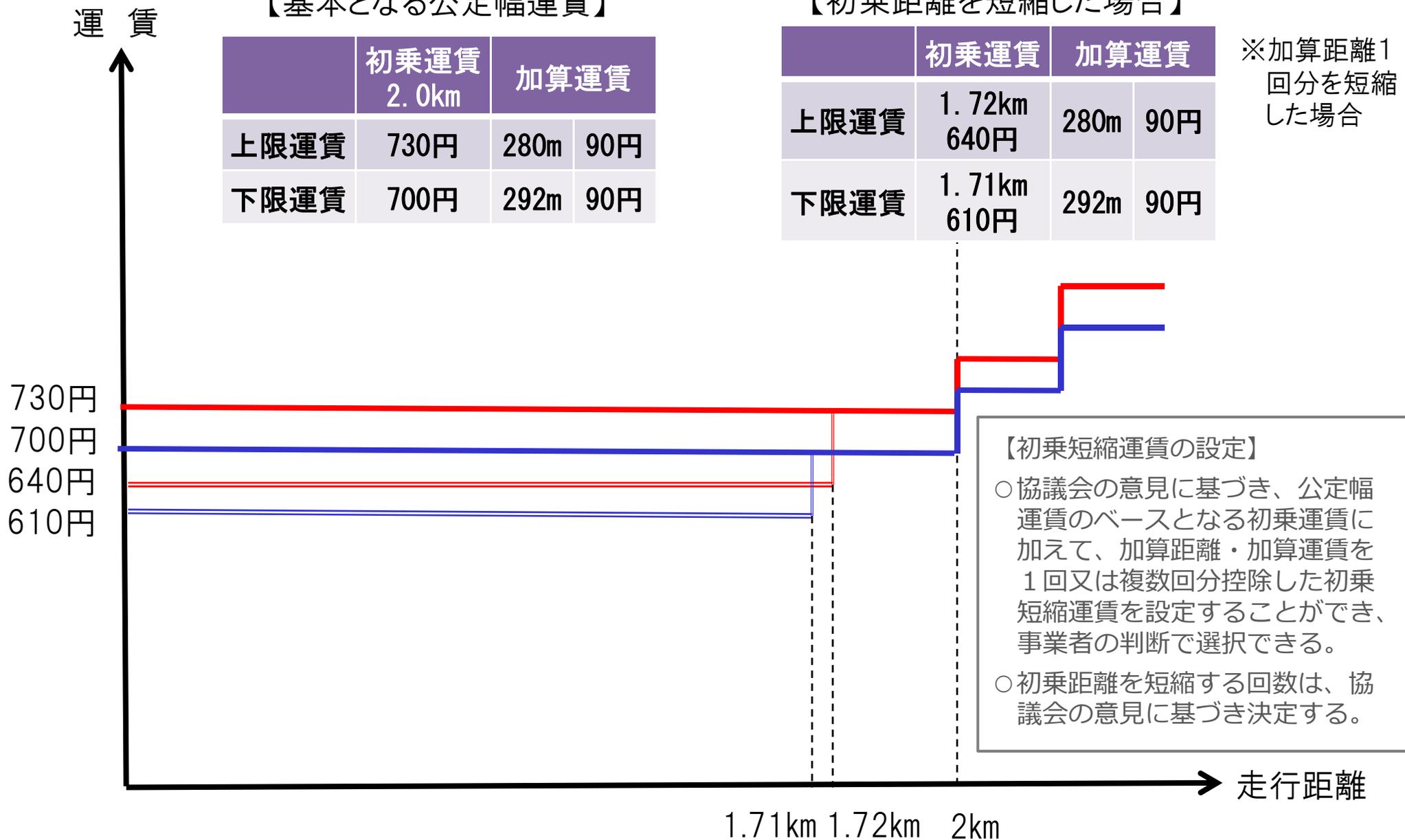
【基本となる公定幅運賃】

	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
上限運賃	730円	280m	90円
下限運賃	700円	292m	90円

【初乗距離を短縮した場合】

	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.72km 640円	280m	90円
下限運賃	1.71km 610円	292m	90円

※加算距離1回分を短縮した場合



【初乗短縮運賃の設定】

- 協議会の意見に基づき、公定幅運賃のベースとなる初乗運賃に加えて、加算距離・加算運賃を1回又は複数回分控除した初乗短縮運賃を設定することができ、事業者の判断で選択できる。
- 初乗距離を短縮する回数は、協議会の意見に基づき決定する。

公定幅運賃と初乗距離の短縮（大阪交通圏）

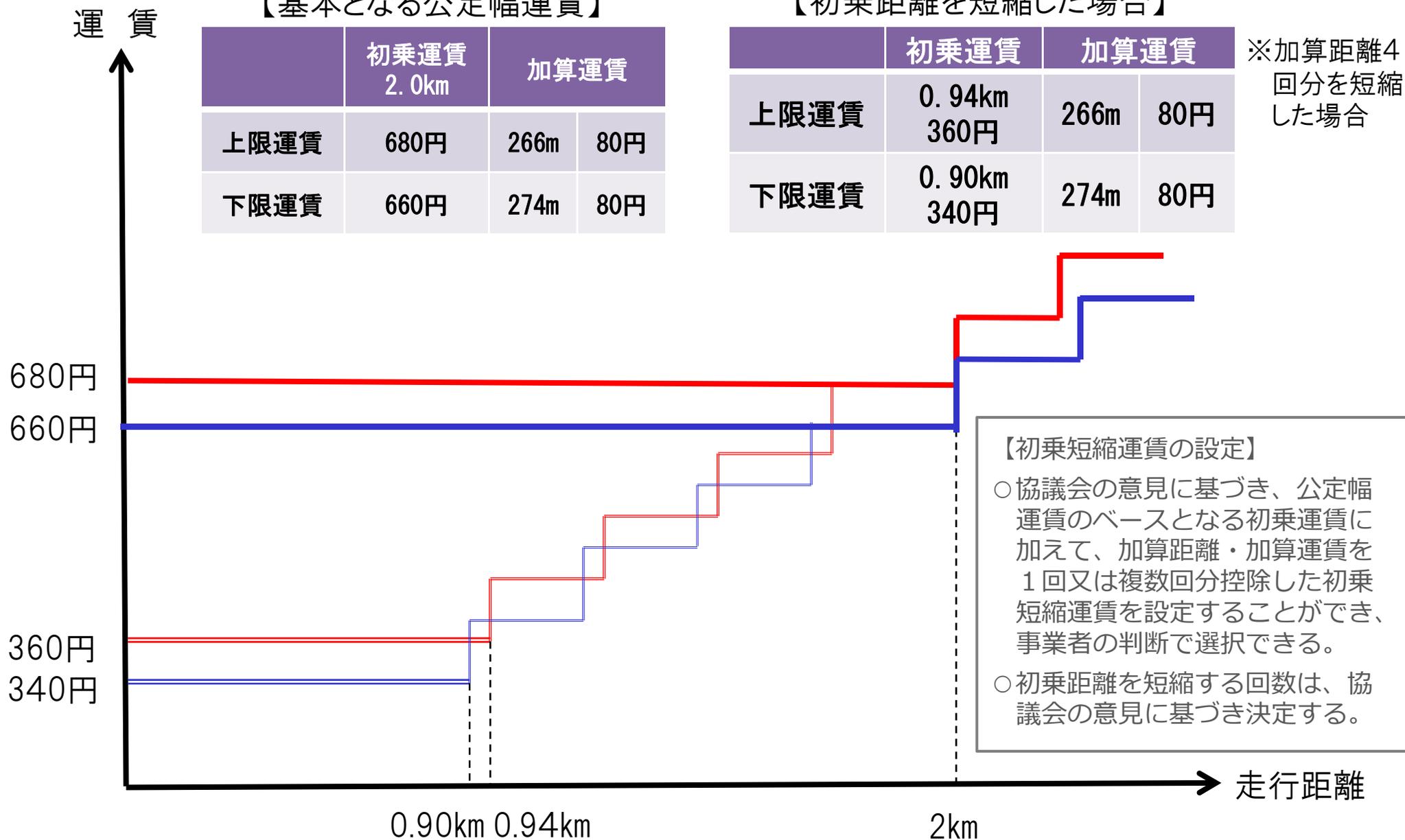
【基本となる公定幅運賃】

	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
上限運賃	680円	266m	80円
下限運賃	660円	274m	80円

【初乗距離を短縮した場合】

	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	0.94km 360円	266m	80円
下限運賃	0.90km 340円	274m	80円

※加算距離4回分を短縮した場合



公定幅運賃の届出状況

公定幅運賃制度の対象となる準特定地域に営業所のあるタクシー事業者 42,447者（保有車両数 229,380両）のうち、26者（同1,816両）から、いわゆる下限割れ運賃の届出があった（平成26年6月3日時点）。

● 変更命令対象事業者数

	北海道	東北	北陸 信越	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国計
変更命令 対象事業者数	1	1	0	0	1	20	0	1	2	0	26
総事業者数	1,923	1,386	1,034	19,953	1,767	7,731	1,946	848	4,405	1,454	42,447

※変更命令対象事業者の割合：0.06%（事業者数ベース）、0.79%（保有車両数ベース）

※個人タクシーは近畿に14者

※指導等により全国で11者が変更届出済み

公定幅運賃をめぐる訴訟

公定幅運賃をめぐる訴訟（変更命令差し止め請求等）

	都道府県	運賃届出日	勧告日	仮の差し止め 申立日	差し止め請 求提訴日	仮処分 決定日	即時抗告日
A社ほか3社 個人14者	大阪府 京都府 兵庫県 滋賀県	3月28日 (1社のみ 3月31日)	4月22日	5月1日	5月1日	5月23日	5月29日
B社	福岡県	3月28日	4月24日	5月1日	5月1日	5月28日	6月3日
C社	福岡県	4月1日	4月24日	5月7日	5月7日	5月28日	6月3日
D社	大阪府	3月25日	4月22日	-	5月20日	-	-
E社	大阪府	3月31日	4月22日	-	4月28日	-	-

タクシー運賃変更命令差止請求訴訟(仮処分)に関する大阪地裁決定概要

1. 事案の概要

- ① 下限割れ運賃を届け出た事業者が、近畿運輸局長が公定幅内への運賃変更命令を行わないよう、命令の差し止め等を求めて大阪地裁に提訴。(平成26年5月1日)
- ② 合わせて、当該差し止めについて仮処分を請求。(今回の決定はこれに対するもの。)

2. 大阪地裁決定(平成26年5月23日)の概要

(1) 決定の要旨

1. ②について、原告の主張を認め、「1. ①について将来出される第一審判決の日から60日を経過する日までの間、近畿運輸局長は、公定幅内に運賃を変更する命令を行ってはならない」とした。

(2) 決定の理由

① 訴えの要件

- ・ 運賃変更命令が出される前に差し止めを命ずる以外に、命令の結果生ずる損害を救済する方法はないことから、訴えの要件を満たす。

② 緊急性

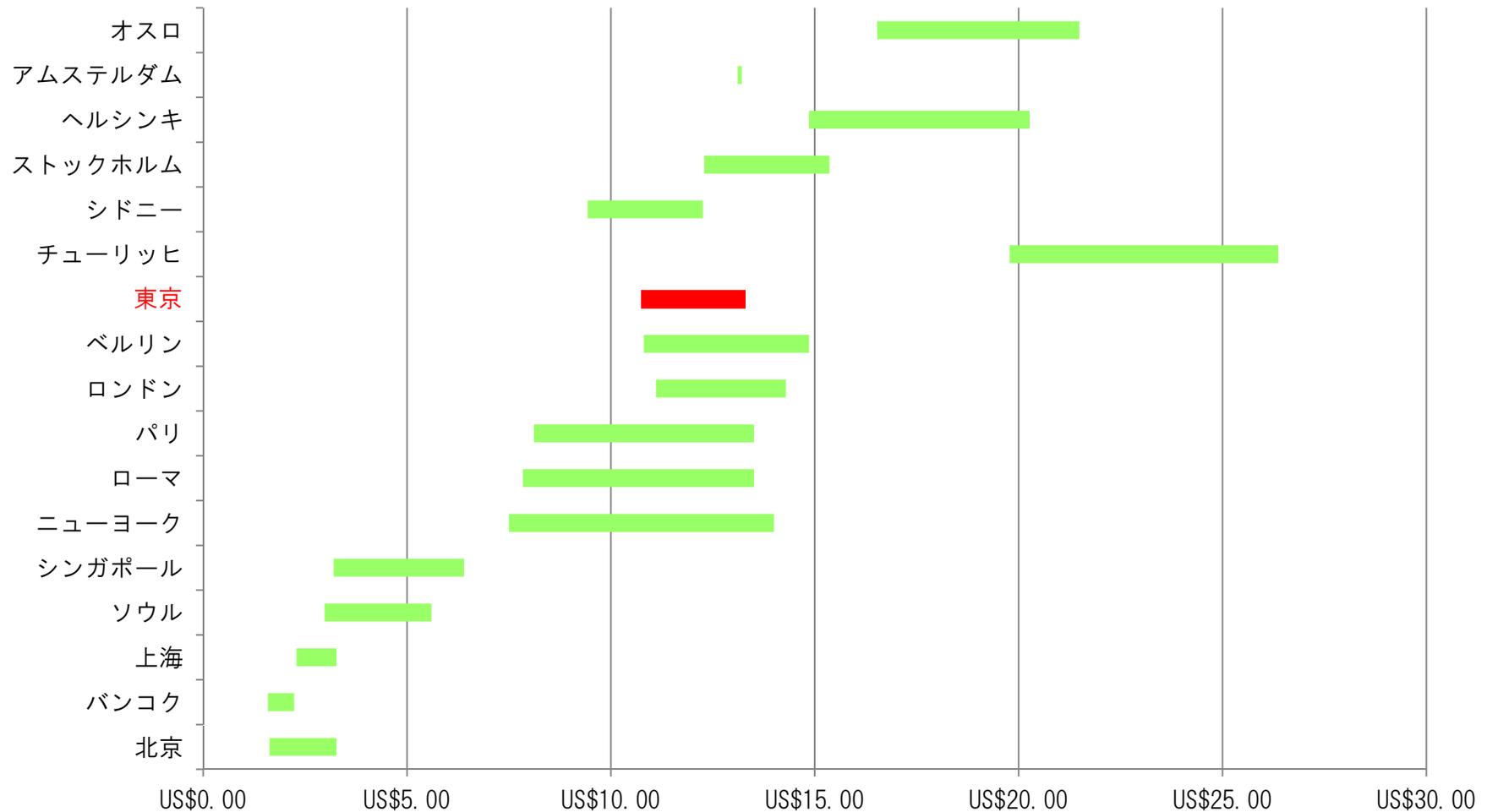
- ・ 事後的な賠償が行われたとしても、損害が十分に償われるとは認められないことから、損害発生回避のための緊急性が認められる。

③ 公定幅運賃制度の違法性

- ・ 公定幅運賃制度は、国民の生命・身体等に関わる重要な利益を保護し、公共の福祉に合致することから、憲法には違反しない。
- ・ しかしながら、公定幅運賃制度は従来の自動認可運賃制度より厳しい法的効果があるにもかかわらず、近畿運輸局長が定めた運賃の公定幅は、従前と同様に狭く設定されていることから、社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用している。

主要都市のタクシー運賃の国際比較

◆ 3キロ当たりの運賃比較（2013年10月時点）



出典：Price of Travel.com

為替レート：1ドル=97.84円（2013年10月10日時点）

最小値：交通渋滞による待ち時間がない場合の運賃

最高値：交通渋滞による待ち時間の加算と夜間及び週末割増運賃を加算した運賃

諸外国におけるタクシー事業規制

	アメリカ (ニューヨーク)	イギリス (ロンドン)	フランス (パリ)	ドイツ	スウェーデン	韓国	日本 (特措法)		
							原則	準特定地域 (期間3年)	特定地域 (期間3年)
需給調整	あり	なし	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし
参入規制	免許制	許可制 取得までに3年程度を要する運転者免許制度あり	免許制	免許制	許可制	免許制	許可制	許可制 ・原則許可せず ・ただし、供給過剰とならない範囲で許可	許可禁止
台数規制 (増車)	総量規制 総車両数の上限を設定し、新規需要が発生した場合には、当該新規需要分について競売	— ただし、都市によっては、総量規制あり	免許制 総車両数の上限を設定	免許制	—	認可制 需要に見合った範囲内でのみ認可	事前届出制 原則自由	認可制 ・原則認可せず ・ただし、供給過剰とならない範囲で認可	認可禁止
運賃規制	公定統一運賃制 ニューヨーク市タクシー・リムジン委員会が決定	公定統一運賃制 ロンドン交通局が決定	公定統一運賃制 国が上限を設定した上で、自治体ごとに運賃を決定	公定統一運賃制 州政府が法令に基づき運賃を設定	設定自由 車体への表示義務あり	公定幅運賃制 ・自治体が定めた幅の中で届出 ・幅の外の運賃に対し、変更命令、過怠金	認可制	公定幅運賃制 ・国が定めた幅の中で届出 ・幅の外の運賃に対し、変更命令	公定幅運賃制 ・国が定めた幅の中で届出 ・幅の外の運賃に対し、変更命令

出典：国土交通省総合政策局国際企画室「主要国運輸事情調査報告書」等